（その１）

収支報告書

令和01 年分
（ 開催分）

（ふりがな） おかだひろしこうえんかい

1 政治団体の名称 岡田広後援会

2 主たる事務所の所在地 水戸市見和2-198-11

3 代表者の氏名 大髙 昭

4 会計責任者の氏名 関澤 光義

事務担当者の氏名 大塚 典子

（電話） 03-6550-0414

（電話）

（電話）

茨城県選挙管理委員会 令 2.5.26 受付

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	岡田 広
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	52,012,381
（前年からの繰越額）	707,052
（本年の収入額）	51,305,329
支　出　総　額	8,406,964
翌年への繰越額	43,605,417

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	岡田広を励ます会	49,505,188	令和元年5月10日　水戸プラザホテル　水戸市千波町2078-1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	49,505,188	
	合計	49,505,188	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	車下取り料金	1,800,000	平成31年3月29日 ネッツトヨタ水戸㈱
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	1,800,000	
	1件10万円未満のもの	141	
	合　　計	1,800,141	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	岡田広を励ます会	49,505,188	1,443	R1/5/10	水戸プラザホテル　水戸市千波町2078-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	49,505,188				
	合計	49,505,188				

（その11）

	(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		岡田広を励ます会	
			対価の支払をした者の区分		2.法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　考
1	医療法人鳳香会	300,000	H31/3/20	水戸市東前町2-28	林　義智	
2	リスカ㈱	1,000,000	H31/3/25	常総市蔵持900	武藤　則夫	
3	丸大産業㈱	300,000	H31/3/29	那珂市額田東豪880-1	成田　丸	
4	茨城県電気工事業工業組合	500,000	H31/4/2	水戸市新原1-2-7	浅野　晃司	
5	茨城県医師会	300,000	H31/4/9	水戸市笠原町489茨城県メディカルセンター４Ｆ	諸岡　信裕	
6	㈱ミナミ	300,000	H31/4/15	常陸大宮市根本565-5	秋山　信夫	
7	関彰商事㈱	500,000	H31/4/26	筑西市一本松1755-2	関　正夫	
8	茨城県測量建設コンサルタント協会	420,000	R1/5/8	水戸市谷津町1-23	方波見　正	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,620,000				
	合　計	3,620,000				

（その11）

	(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		岡田広を励ます会	
			対価の支払をした者の区分		3. 政治団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	茨城県食と農と水政治連盟	750,000	H31/3/22	水戸市梅香1-1-4	加倉井　豊邦	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	750,000				
	合　　計	750,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	330,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	22,464	0	
小計	352,464	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,054,500	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	8,054,500	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	8,054,500	0	
合計	8,406,964		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	監査手数料	21,600	R1/9/20	大関税務会計事務所	水戸市赤塚1-2005-12	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	21,600				
	その他の支出	864				
	合計	22,464				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
					岡田広を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	食事代	12,000	H31/2/9	日吉	水戸市姫子1-823-25	
2	別納引受	94,084	H31/4/10	日本郵便㈱	中央区大手町2-3-1	
3	案内状印刷代	669,600	H31/4/11	コトブキ印刷㈱	水戸市千波町2398-1	
4	紙袋代	48,600	H31/4/12	パッケージプラザ戸田水戸店	水戸市末広町1-5-10	
5	食事代	12,000	H31/4/19	日吉	水戸市姫子1-823-25	
6	ビデオ撮影代	37,800	H31/4/26	㈱インフ・ティーフォー	水戸市元吉田町1971-1TMビル2F	
7	会場費	3,865,644	R1/5/17	㈱伊勢甚本社	水戸市千波町2078-1	
8	コーヒー代	2,484,000	R1/5/17	㈱サザン珈琲	常陸大宮市根本563-1	
9	後納郵便代	56,133	R1/5/20	日本郵便㈱	中央区大手町2-3-1	
10	菓子代	19,200	R1/5/31	㈲小沼商店	水戸市城東1-3-11	
11	振込手数料	38,232	R1/6/10	常陽銀行見和支店	水戸市見和2-257-4	
12	振込手数料	344,844	R1/6/10	常陽銀行見和支店	水戸市見和2-257-4	
13	振込手数料	64,476	R1/6/10	常陽銀行見和支店	水戸市見和2-257-4	
14	食事代	11,400	R1/6/14	日吉	水戸市姫子1-823-25	
15	後納郵便代	20,020	R1/6/20	日本郵便㈱	中央区大手町2-3-1	
16	食事代	172,096	R1/6/29	㈱イイジマ	水戸市見和2-251-10	
17	別納引受	61,600	R1/7/29	日本郵便㈱	中央区大手町2-3-1	
18						
	その他の支出	42,771				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					岡田広を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	合計	8,054,500				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　26日

政治団体の名称　岡田広後援会

会計責任者の氏名　関澤　光義　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月２５日

岡田広後援会
代表　大高　昭　殿

登録政治資金監査人　大関馨
登　録　番　号　第　１８０３　号
研修修了年月日　平成21年1月5日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、岡田広後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、岡田広後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

岡田広後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、岡田広後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上